十九　保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者等との共有に関すること。
二十　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十一　廃止措置の管理に関すること。
二十二　その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項
3　前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
4　第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

第三十条　削除

（試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請）

第三十一条　令第十九条第一項又は第二項の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一～四　略

五　令第十九条第一項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　令第十九条第一項又は第二項の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一～九　略

十　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一　略

3　略

（核物質防護規定）

第三十二条の二　略

2　第二十九条第四項の規定は、前項の核物質防護規定の認可を受けようとする場合について準用する。

［条を削る。］

［項を加える。］

2　前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（保安規定の遵守状況の検査）

第三十条　法第三十七条第五項の検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　法第三十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　事務所又は原子力船等への立入り
二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
三　従業者その他関係者に対する質問
四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請）

第三十一条　［同上］

［一～四　同上］
［号を加える。］

2　［同上］

［一～九　同上］
［号を加える。］

十　［同上］

3　［同上］

（核物質防護規定）

第三十二条の二　［同上］

2　第二十九条第二項の規定は、前項の核物質防護規定の認可を受けようとする場合について準用する。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第三十二条の二の二　法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第五項の検査は、毎年一回行うものとする。